

## 西脇市学生による地域活動支援事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学生で構成する団体（以下「活動団体」という。）が自主的に地域の課題解決及び活性化を図ることを目的に活動する事業に対し、市が交付する西脇市学生による地域活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等専門学校、専修学校、短期大学又は大学（以下「学校」という。）に在籍する18歳以上の者をいう。

(補助事業等)

第3条 補助対象事業の要件及び補助対象団体の要件は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち別表第2に定める経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表第1に定めるところにより、市長が必要と認める額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付回数の限度等は、別表第1に定めるところによる。

(企画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする活動団体は、西脇市学生による地域活動支援事業企画書（様式第1号。以下「企画書」という。）に活動団体概要書（様式第2号）その他市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(事業の採択)

第7条 市長は、前条に規定する企画書を受理したときは、別表第3に定める審査基準により、その内容を審査し、審査結果を西脇市学生による地域活動支援事業企画書（採択・不採択）通知書（様式第3号）により、当該活動団体に通知するものとする。

(補助金の交付手続)

第8条 採択の通知を受けた活動団体は、補助金の交付申請手続を行うものとする。

2 補助金の交付手続その他必要な事項は、西脇市補助金等交付規則

(平成17年西脇市規則第45号)によるものとする。

(活動報告会等への出席)

第9条 補助金の交付決定を受けた活動団体は、市長が活動報告及び活動団体等相互の交流、意見交換等をする機会として、活動報告会を開催する場合には、これに出席し、活動状況を報告するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条、第5条関係）

<p>補助対象事業の要件</p>	<p>次の要件を全て満たすこと。ただし、国、県、市及び市の外郭団体から他に補助金等を受ける事業は除く。</p> <p>(1) 市域を対象に実施する事業又は市内で成果を得るために不可欠な市外で実施する事業</p> <p>(2) 次に掲げる地域の課題解決及び活性化を図ることを目的に実施する事業</p> <p>ア 環境活動に関する事業</p> <p>イ 地域福祉に関する事業</p> <p>ウ 教育及び文化に関する事業</p> <p>エ 観光及び産業に関する事業</p> <p>オ 防災・防犯・安全安心に関する事業</p> <p>カ その他まちづくりに関する事業</p> <p>(3) 自主的、自発的に行う非営利で公益的な事業</p>
<p>補助対象団体の要件</p>	<p>5人以上の学生で構成する団体。ただし、次に掲げる団体は除く。</p> <p>(1) 営利を目的とする団体</p> <p>(2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体</p> <p>(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体</p> <p>(4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする団体</p> <p>(5) 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者の統制下にある団体</p>
<p>補助金の額</p>	<p>5万円を上限とし、かつ、補助対象経費の10割以下の額で、市長が必要と認める額</p>
<p>交付回数の限度等</p>	<p>補助金は1年度1団体1事業のみとする。</p>

## 別表第 2 (第 4 条関係)

項 目	内 容
報償費	講師謝礼等
旅費	学生が在籍する学校から活動場所までの交通費（ただし、1人1往復につき3,000円を限度とする。）
宿泊費	市内宿泊施設の宿泊料金（ただし、1人1泊につき3,000円を限度とする。）
需用費	
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費
燃料費	事業実施に必要な機器、車両等の燃料費
食糧費	講師等の賄い費
印刷製本費	ポスター、チラシ等の印刷費
役務費	
通信運搬費	事業実施に必要な郵送料等
手数料	クリーニング代、検査手数料等
保険料	事業実施のために加入するボランティア保険料、行事保険料等
使用料及び賃借料	機器、車両等の借り上げ料、会場使用料等
※ 上記にない経費については、別途協議して決定する。	

## 別表第 3 (第 7 条関係)

項 目	内 容
公益性	公共の利益につながる事業であること。
必要性	市民ニーズや社会状況等に即した事業であること。
共感性	市民から支持や共感が得られる事業であること。
独創性	提案内容に独創性及び学生らしさがあること。

様式第1号（第6条関係）

西脇市学生による地域活動支援事業企画書

年 月 日

西脇市長 様

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

1 事業概要

事業名	
事業費	円
交付要望額	円
事業対象地域	<input type="checkbox"/> 市内全域 <input type="checkbox"/> その他（ ）
事業目的及び期待される効果	
事業内容	(1) 実施予定期間 年 月 日～ 年 月 日 (2) 場所 (3) 参加予定人員 (4) 事業内容 (5) その他



様式第2号（第6条関係）

活動団体概要書

団体名		
所在地	(〒 - )	
	電話	F A X
代表者	氏名	
	住所 (〒 - )	
	電話	F A X
担当者 (代表者と異なる場合に記入)	氏名	
	住所 (〒 - )	
	電話	F A X
	E-mail	
設立年月日	年 月 日	
設立目的		
主な活動内容		
活動の経緯・実績		
構成員数	人	
添付書類	活動内容がわかる書類を添付してください。	

様式第3号（第7条関係）

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 様

西脇市学生による地域活動支援事業企画書（採択・不採択）通知書

年 月 日付けで提出のありました西脇市学生による地域活動支援事業企画書につきまして、その事業を次のとおり採択・不採択いたしましたので、西脇市学生による地域活動支援事業補助金交付規程第7条の規定により通知します。

年 月 日

西脇市長

- 1 事業名
- 2 交付予定額
- 3 理由
- 4 条件